

京都市告示第707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の17第1項第1号に規定する
指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和8年3月10日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社共に生きる訪問介護事業所たまねぎ
(代表取締役 土屋 泰彦)

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦東蜂岡町2 レックスつばき第6ビル3-A

3 事業所の名称

相談支援事業所たまねぎ西大路

4 事業所の所在地

京都市南区吉祥院前田町12-2 セレーノ塔南401号室

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和8年3月1日

7 事業所番号

2630581797

(保健福祉局障害保健福祉推進室)